

年休の時季指定義務とは

本年4月からすべての企業において、年5日の年次有給休暇（年休）を労働者に取得させることが使用者の義務となりました。年休が10日以上付与される労働者が対象となります。

付与した日（基準日）から1年以内に5日を、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。

違反した場合、罰則が科されることがあります。

時季指定義務となっていますが、すでに5日以上年休を請求・取得している労働者には時季指定をする必要はなく、また指定することもできません。3日取得済みであれば、残り2日を時季指定することになります。

新たに10日以上年休を付与された日が基準となるため、必ずしも年度単位とはなりません。

例えば10月1日が基準日であれば翌年の9月30日までが1年間となります。

対象者には所定労働日数が少ないパートタイム従業員も該当する場合がありますので注意が必要です。

下の表（網掛け部分）を参考にしてください。

中途採用者が多い企業では、従業員の年休基準日がバラバラで管理が煩雑になってしまいます。

基準日を全社で統一することも可能ですが、通常取り扱いとは異なってくるのでご注意ください。

年次有給休暇付与日数表

週所定労働時間が30時間以上または週所定労働日数が5日以上の従業員								
勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上	
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
週所定労働時間が30時間未満で、なおかつ週所定労働日数が4日以下の従業員								
週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤 務 年 数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日